



うめ

W
 PA Certified Public Tax Accountants Office
パワーアライアンス税理士事務所
News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日
 23日・天皇誕生日 24日・振替休日

- 国 税／令和元年分所得税の確定申告
 2月16日～3月16日
 (税務署窓口での申告書受付は2月17日から。
 還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税／贈与税の申告 2月1日～3月16日
 (税務署窓口での申告書受付は2月3日から)
- 国 税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
 3月2日
- 国 税／6月決算法人の中間申告 3月2日
- 国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
 (年3回の場合) 3月2日
- 国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
 税の確定申告及び納付 3月2日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

地方税／固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
 市町村の条例で定める日



簡易な接触 国税当局における税務調査で、調査必要度の高い納税者に対して調査体制を編成し厳正な調査を行う「実地調査」に対し、申告内容に簡易な誤り等が想定される納税者へ書面や電話、来署依頼により申告書の自発的な見直しなどを要請する方法。自発的な見直し等が行われない場合は、実地調査に移行する場合があります。



建築物省エネ法

建築物省エネ法とは

地球温暖化に対する対策として、温室効果ガスの排出量を削減することはとても重要なことです。1990年と2013年のエネルギー消費量を比較すると、産業部門や運輸部門は消費量が減少しているものの、建築物部門は1990年に比べて2013年は消費量が30%以上増加しています。このことから、建築物について省エネ対策を強化することは、地球温暖化対策に必要不可欠であると考えられ、平成27年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」が公布されました。

従来法・規制措置

平成27年に公布された建築物省エネ法では、延べ床面積が2,000㎡以上のオフィスビルを「特定建築物」と定め、特定建築物を新築や増改築する際には、その特定建築物をエネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させることが義務付けられました。省エネ基準に適合しているかの判断については、建築基準法に基づく建築確認手続きと一緒に行う必要があります。

特定建築物以外の建築物であっても、延べ床面積が300㎡以上のものについては、新築や増改築に関する

計画を所管行政庁へ届け出ることが義務付けられました。所管行政庁は、その計画が省エネ基準に適合していないと判断した場合には、必要に応じて計画の変更などの措置をとるよう、建築主に対して指示や命令をすることができます。

また、住宅の建築を業として行う建築主については、その建築主が供給する建売戸建住宅について、「住宅トップランナー基準」という省エネ性能の基準を定め、省エネ性能を向上させる「住宅トップランナー制度」が創設されました。年間で150戸以上新築する建築主については、住宅トップランナー基準に適合しない場合は、国土交通大臣はその建築主に対して基準に適合するように勧告することができ、勧告に従わない場合には、そのことを公表することができます。

従来法・誘導措置

省エネ基準に適合していることが認定された建築物の所有者は、その建築物が省エネ基準に適合していることを表示することができます。また、新築や増改築の計画が、省エネ基準に適合していると認定された場合には、省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を容積率の計算では算入

しないという、容積率の特例が受けられます。省エネ性能向上のための措置としては、LED照明や断熱窓サッシ・ガラス、高効率の給湯設備や空調設備が、国土交通省のホームページでは紹介されています。

改正法

昨年5月に、建築物省エネ法が改正されました。改正法では、公布から2年以内に施行するものと、6ヶ月以内に施行するものが決められています。

2年以内に施行するものとしては、建築確認の際に省エネ基準へ適合させる必要がある建築物の対象が、延べ床面積が300㎡以上のものに拡大されました。また、戸建住宅を建築する際には、設計者から建築主に対して、省エネ性能に関して説明する義務が課せられました。このことによって、省エネ基準に適合することを推進しようというのが狙いのようです。

6ヶ月以内に施行するものとしては、容積率の特例について、複数の建築物での連携による取り組みが追加されました。また、住宅トップランナー制度については、建売戸建住宅を供給する事業者に加えて、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する事業者も対象に加えられました。

第32回オリンピック競技大会の開催まで半年弱となりました。東京での開催は1964年以来56年振りですが、それより前の1940年に東京でオリンピックを開催することが予定されていました。

紀元2600年事業として

関東大震災から7年が経過した1930年、永田秀次郎が東京市長に就任しました。永田氏は、日本書紀に基づく日本建国の年(紀元)から2600年にあたる1940年に、紀元2600年事業として大規模な慶祝行事を模索していました。そこで提案されたのが、1940年に開催される第12回オリンピックを東京に招致することでした。

1932年に開催されたIOC総会で日本は、第12回大会を東京で開催するよう提案しました。その当時、ローマやバルセロナなど、9都市がすでに開催の意思を表明しており、東京が選出される見通しは立っていませんでした。しかし、粘り強い招致運動を進めたこともあり、1936年のIOC総会で、第12回大会を東京で開催することが決定しました。

メインスタジアム

開・閉会式や陸上競技の会場となるメインスタジアムを含め、競技場の建設場所については、なかなか決まりませんでした。紆余曲折を経て、東京市は駒沢ゴルフ場跡地に一大スポーツセンターをつくる構想を固めました。13万坪ある敷

幻のオリンピック



地に、メインスタジアムと水泳競技場、オリンピック選手村を建設する計画でした。メインスタジアムは、仮設スタンドを含めて11万人を、水泳競技場は仮設スタンドを含めて3万人を収容できる予定でした。

しかし、日中戦争の長期化により、物資の統制が厳しくなり、多くの鉄材を使用するスタジアムの建設は、最後まで政府の承認が得られませんでした。

テレビ中継を目指して

第11回大会であるベルリンオリンピックでは、史上初めてテレビ中継が行われました。ただこの時のテレビの走査線は180本で、現在のハイビジョンの走査線(1,125本)の約6分の1しかなく、映像はかなり不鮮明だったようです。

東京大会では、ベルリン大会よりも良質なテレビ放送を実現しようと、ブラウン管をはじめテレビ関連機器の開発が急ピッチで進められました。東京・大阪・

名古屋にテレビ局が設置され、移動式カメラやテレビ中継車なども配備されました。

聖火リレー

聖火リレーが最初に行われたのも、ベルリンオリンピックでした。聖火リレーを発案したカール・ディーム氏は、東京開催が決定すると、ベルリンから東京まで聖火を運ぶルートを検討しました。ただ、莫大な費用がかかることから、規模を縮小した日本の案が採られることになりました。費用については、軍部が一部負担することになりました。これは、聖火リレーを通じて中国やソ連などの軍隊の配備状況を知ることができるという軍部の思惑があったともいわれます。

大会返上

日中戦争の影響により、各国から大会の開催反対が表明されるようになりました。「スポーツと政治は別物」として、東京オリンピックを支持してきた米国スポーツ界ですが、1939年6月には反対する動きが一気に高まってきました。

国内でも、東京市は最後まで開催に意欲を示していましたが、競技場だけではなく個々のスポーツ用具にも物資の使用制限がかかり、深刻な状況に追い込まれました。そしてついに7月、厚生省はオリンピック東京大会の中止を決定しました。

点字ブロック

街中や駅のホームなどで見かける点字ブロックですが、日本で考案開発されたことをご存知でしょうか。昭和42年3月に、岡山県立盲学校付近の国道2号線の横断歩道に、世界で初めて点字ブロックが敷設されました。

点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といい、当時の一般財団法人交通安全試験センターの理事長だった三宅精一氏によって考案・開発されました。その後、様々な形状の点字ブロックが製造されて普及しましたが、視覚障害者から「統一してほしい」という要望が出され、平成13年に日本工業規格(JIS規格)が制定されました。現在、JIS規格で定められている点字ブロックは、誘導ブロックと警告ブロックの2種類あります。誘導ブロックは線状ブロックとも呼ばれ、進行方向を示すブロックです。警告ブロックは点状ブ

ロックとも呼ばれ、危険箇所や誘導対象施設などの位置を示すブロックです。JIS規格では、ブロックの大きさや突起の形状、点状突起の配列方法などが規定されています。

視覚障害者にとって有用な点字ブロックですが、課題も多くあります。例えば道に点字ブロックがあることで、高齢者などがつまずいたり、車椅子などが通りにくくなったりしています。また、雨天などで滑りやすくなることも指摘されています。景観の観点から、歩道と同系色の点字ブロックが敷設されているなど、JIS規格が制定される以前の点字ブロックが使われているところもまだ多くあります。このことで、視覚障害者が誤認する事例もあるようです。

点字ブロックの上に駐車や駐輪をされるケースも少なくありません。すると、視覚障害者が車や自転車にぶつかったり、白杖を折ったりといったトラブルに見舞われてしまいます。点字ブロックの上には、障害物を置かないようにしましょう。

グランピング

簡単でおしゃれにアウトドアを楽しむことができる「グランピング」が海外を中心にブームになっています。

グランピングは、グラマラス(魅力的な)とキャンピングを組み合わせた造語で、2005年にはインターネット上にこの言葉が登場しました。

イギリスでは、ロンドン郊外を中心に多くのグランピングスポットが展開されています。田園や農村地帯に多く、宿泊施設は小型の小屋や馬車風トレーラーなどが使われています。

アフリカでも、グランピングは広まっているようです。アフリカでは、写真撮影が観光の主流となっていて、多くの常設ロッジが作られてきました。2000年代には、富裕層向けの豪華なサファリロッジも登場しています。

日本でも2015年頃から、グランピング施設の開業が始まっています。

球状コンクリーション

世界各地の地層で、球状コンクリーションと呼ばれる岩石が見つかっています。球状コンクリーションは、巻貝やアンモナイトなどの化石を含んでいて、大きなものは直径数メートルにもなります。球状コンクリーションの主成分は炭酸カルシウムで、浸食された海岸の崖から転げ落ちたものが多く、国内では北海道・愛知県・宮崎県などで

見つかっています。

炭酸カルシウムがどのようにして球状の塊になるのかということについて、約一〇〇年もの間議論されてきました。それが、二年ほど前に名古屋大学の研究チームが、世界で初めて球状コンクリーションが形成される仕組みについて解明しました。今後は再現実験を経て、トンネル内コンクリートの亀裂修復や、長期的地下水抑制技術への応用化が期待されています。